

様式第2(第2条第1項関係)

第1表

電気通信役務契約等状況報告 都道府県別設置台数																
年3月31日現在																
サービスの種類																
事業者名																
都道府県	区 分															合計
	第一種公衆電話機														第一種公衆電話機以外	
	駅等及びその周辺		公共施設及びその周辺		医療施設及びその周辺		教育機関及びその周辺		商業施設及びその周辺		その他		合計			
屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	
合計																

注1 アナログ公衆電話及びデジタル公衆電話ごとに別葉とすること。

- 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
- 「駅等及びその周辺」の欄には、鉄道駅、バスターミナル、空港、港及びそれらの周辺に設置している公衆電話機について、屋内及び屋外ごとに台数を記載すること。
- 「公共施設及びその周辺」の欄には、都道府県庁、市役所、区役所、町村役場及びこれらに準ずる施設、公民館、図書館並びにそれらの周辺に設置している公衆電話機について、屋内及び屋外ごとに台数を記載すること。
- 「医療施設及びその周辺」の欄には、病院、診療所、介護老人福祉施設、児童福祉施設、障害者福祉施設及びそれらの周辺に設置している公衆電話機について、屋内及び屋外ごとに台数を記載すること。
- 「教育機関及びその周辺」の欄には、保育園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及びそれらの周辺に設置している公衆電話機について、屋内及び屋外ごとに台数を記載すること。

- 7 「商業施設及びその周辺」の欄には、コンビニエンスストア、百貨店その他小売店舗及びそれらの周辺に設置している公衆電話機について、屋内及び屋外ごとに台数を記載すること。
- 8 「その他」の欄には、「駅等及びその周辺」、「公共施設及びその周辺」、「医療施設及びその周辺」、「教育機関及びその周辺」又は「商業施設及びその周辺」以外に設置している公衆電話機について、屋内及び屋外ごとに台数を記載すること。
- 9 「第一種公衆電話機以外」の欄には、第一種公衆電話機以外の公衆電話機(電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務で用いる電話機を除く。)について、屋内及び屋外ごとに台数を記載すること。
- 10 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 11 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第2表

電気通信役務契約等状況報告
都道府県別回線数

年3月31日現在

サービスの種類 電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務

事業者名 _____

都道府県	区 分					
	避難所		帰宅困難者一時滞在施設		合計	
	箇所数	回線数	箇所数	回線数	箇所数	回線数
合 計						

注1 電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務で用いる電話機を設置している避難所等の箇所数及び公衆電話の回線数について記載すること。

2 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。

3 避難所とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の7第1項の規定により指定された指定避難所その他の同項に規定する避難所をいう。

4 帰宅困難者一時滞在施設とは、災害時に帰宅することが困難な者が一時的に滞在するための施設をいう。

5 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。

6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。